

「令和5年度外国語指導助手派遣業務」

企画提案競技公募要領

令和5年2月

埼玉県教育局県立学校部
高校教育指導課

事業名：令和５年度「語学指導等におけるネイティブスピーカー活用事業」

1 企画提案競技の公募に関する事項

(1) 業務概要

埼玉県（以下「県」という。）では、令和５年度「語学指導等におけるネイティブスピーカー活用事業」に係る外国語指導助手を派遣することとし、その契約候補者を企画提案競技により選定します。

主な業務の内容

	内容
(1)	業務就業先の担当教員の指導のもと、チーム・ティーチングの実施
(2)	業務就業先における外国語教材の作成、提供
(3)	業務就業先における外国語に関する課外活動及び英語スピーチコンテスト、ディベート大会等に係る指導・審査
(4)	業務就業先における外国語教育に関する教員研修に係る業務
(5)	本県教育委員会が実施する外国語教育に関する研修や会議に係る業務
(6)	本県教育委員会における外国語教育関係業務（教員採用に係る補助業務を含む）
(7)	その他、業務就業先の校長及び本県教育委員会が必要と認め、派遣元と協議・合意の上で予め書面に定める業務

※スケジュールは「11 スケジュール（予定）」を参照してください。

(2) 契約金額の上限（※消費税及び地方消費税を含む）

派遣業務における契約金額の上限額は、166,768,800円（税込）とします。

※費用見積額が上限額を超えた場合は、審査の対象としません。

※公募で契約候補者として選定された場合でも、費用見積額が契約金額とはなりませんので御注意ください。

※契約候補者選定後、派遣業務詳細仕様書を提示し、双方協議の上、費用見積額を基本に契約金額を決定します。

※令和５年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったときは、当該企画提案競技は無効とします。令和５年度において当該事業費にかかる減額や削除があったときは、当該契約を解除するものとします。

(3) 業務履行期間

令和５年４月３日から令和６年３月１５日まで

(4) 派遣する外国語指導助手の人数及び内訳

人数 40名（うち7名は令和5年9月1日より派遣を開始する。）

内訳 英語の外国語指導助手39名（うち7名は令和5年9月1日より派遣を開始する。）

ドイツ語の外国語指導助手1名（令和5年4月6日より派遣を開始する。）

2 企画提案競技参加資格

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の業種でA等級に格付けされた者。
- (4) 県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (8) 県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 過去3年間に、県又は国、地方公共団体から、本件業務と類似の業務を受注した実績のある者。

※埼玉県物品等競争入札参加資格登録申請については、埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）までお問合せください。

入札審査課審査担当（物品） 電話：048-830-5775

3 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付は、以下により実施します。「2 企画提案競技参加資格」を確認の上、「3(3)提案書の提出④⑥」にある必要な書類等を提案書受付締切日時までに提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

- ①配布期間 令和5年2月24日（金）から令和5年3月8日（水）午後4時まで
- ②配布方法
 - ・埼玉県ホームページのうち、「令和5年度外国語指導助手派遣業務」企画提案競技公募のページからダウンロードしてください。
 - ・郵送による配布は行いません。

(2) 質問の受付

- ①受付期間 令和5年2月27日（月）から令和5年3月1日（水）正午まで

- ②質問方法 【様式第6号】別紙「質問票」を用いたメールによる質問のみ受け付けます。これ以外の方法による質問は受け付けません。
- ・a6760-15@pref.saitama.lg.jp に送信してください。
 - ・「件名」は「【質問：令和5年度外国語指導助手派遣業務】」と明記してください。
 - ・メール送信後、必ず電話（048-830-6771）にて着信の確認をお願いします。
 - ・提案書の提出後に、提案書招請説明書の内容に関する疑義等を根拠として異議を申し立てることはできません。
- ③質問回答 令和5年3月2日（木）に埼玉県ホームページのうち、「令和5年度外国語指導助手派遣業務」企画提案競技公募のページに掲載します。

(3) 提案書の提出

① 提案書受付締切

令和5年3月8日（水）午後4時

② 提出先

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 教育課程担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎4階
電 話 048（830）6771（直通）

③ 提出方法

書類は必ず提出場所に持参もしくは郵送してください。（電子メールによる提出は不可）

※郵送による提出の場合は送達記録の残る方法で送付すること。封筒に「令和5年度外国語指導助手派遣業務企画提案書在中」と朱書きすること。なお、郵送中の事故については、埼玉県は一切の責任を負わない。

④ 書類の提出部数

- ア 参加申請書 1部【様式第1号】
イ 企画提案書 7部【様式第2号：正本1部、副本6部（副本は写しで可）】

※様式第2号を表紙として、ファイル等に綴ることは可能です。

- ウ 類似業務実績調書 1部【様式第3号】

※契約書の写しなどを提出してください。

※現在契約中の実績を含むことを認めます。過去3年間に、県又は国、地方公共団体から受注した実績に関する契約書の写しについて、全ページの提出を求めませんが、類似業務実績調書（様式第3号）に記入した内容がわかるページ（代表者印が載っているページを含む）は提出してください。

エ 費用見積書 1部【提案書とは別葉とすること】【様式第4号】
※内訳については、派遣する外国語指導助手及びそれ以外に人件費として計上するものがある場合は、併せて明記してください。

オ 別添書類 1部【提案書とは別葉とすること】
※提出書類は、A4縦型・横書き・左とじで作成すること。

⑤ 別添書類

ア 登記事項証明書（商業登記簿謄本）【1部（写しで可）】

- ・提出の日において発行日から3か月以内のもの
- ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

イ 納税証明書（未納がないことの証明）【1部（写しで可）】

- ・埼玉県 の 県 税 事 務 所 等 が 発 行 す る 県 税 等 （ 全 税 目 ） の 納 税 証 明 書
- ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ 誓約書【様式第5号：1部】

⑥ 注意事項

- ・提出後の提案書及び見積書は、提案者による訂正、引換え、変更又は取消し等はできません。
- ・本県の求めにより、提案書に補正を行う場合は、当該補正部分に二重線による取消しを行ってください。
- ・提出された提案書及び見積書は返却しません。

(4) 提出書類の返却

提出書類は理由の如何を問わず返却しませんので、御承知おきください。

なお、応募書類は本件企画提案競技にかかる事業者選定審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(5) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

(6) 応募の辞退について【様式第7号】を使用

応募書類等を提出した後に応募を辞退する場合は、持参又は郵送により提出してください。

※郵送をした場合は、必ず電話で受領の確認をお願いします。

(7) その他

- ・応募は一人につき1提案とします。
 - ・表紙に「件名」、「社名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名」及び「連絡先」を記載してください。
 - ・記載の文字数は自由ですが、要点を簡潔に、かつ具体的に記載してください。
 - ・ページ数、文字サイズ、色、印刷方法（片面・両面）等について、指定や制限は特にありません。
- ※提出された提案書等については、県教育局内でコピーし、配付することがあります。
- ただし、事業者選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

4 審査の方法

本業務における契約先候補者については、「2 企画提案競技参加資格」の要件を満たしている者を対象に、以下のとおり審査をします。

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、行政関係者及び外部有識者等で組織する選定委員会において、審査基準に基づいて行う。

審査は非公開で行い、審査経過に関する問合せには応じない。

また、企画提案応募者の利害関係者は審査委員から排除する。

企画提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容を公表しない。

(2) 審査の手順

① 書類審査

応募書類を基に、「2 企画提案競技参加資格」の資格審査を行い、審査の対象とする者を選定する。

(3) 審査の項目

- ① 外国語指導助手派遣業務内容の理解度
- ② 外国語指導助手の採用体制
- ③ 外国語指導助手の研修
- ④ 外国語指導助手の管理体制
- ⑤ 危機管理体制
- ⑥ 外国語指導助手の登録数
- ⑦ 外国語指導に係る工夫・教育的効果

(4) 審査のポイント

ア 提案者作成の際は、「企画提案に係る審査基準 評価の具体的ポイント」を踏まえて作成すること。

イ 上記項目のうち、以下の点について特に重要視する。

③ 外国語指導助手の研修

事前・派遣中の研修内容や期間等、研修用教材の内容、授業観察に関するもの

④ 外国語指導助手の管理体制

勤務状況の把握、勤務評価、指導方法、労務管理体制、連絡・相談体制、学校等からの要望・苦情等の対応に関するもの

⑦ 外国語指導に係る工夫・教育的効果

外国語指導に係る工夫や企業努力、期待できる教育的効果

5 審査結果の連絡

審査の結果は、応募者全員に対して、後日電子メールで通知する予定です。

6 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 他の応募提案者と応募提案の内容について相談を行うこと。

イ 契約候補者の選定前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約の締結

選定された契約候補者は、提出書類に基づき、令和5年度「語学指導等におけるネイティブスピーカー活用事業」に係る外国語指導助手派遣業務仕様書を県と協議するものとし、県と契約候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、派遣契約を締結することとします。

なお、契約候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補者に事故等が発生した場合は、審査順位が2番目の者と改めて協議を行います。

また、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合があります。

8 契約保証金

(1) 上記7により県と合意に達した受託予定者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金を納めなければなりません。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除します。

9 派遣業務の実施における配慮事項

- (1) 県立高等学校に外国語指導助手を派遣し、外国語教育の充実に努めてください。
- (2) 外国語指導助手の安定的な派遣及び適正な就業の確保に努めてください。

10 その他

- (1) この提案に要する費用については、提案した者の負担とします。また「7 契約の締結」において締結に至らなかった場合も同様とします。
- (2) 提案内容は非公開とします。
- (3) 上記6により県が損害を被った場合は、賠償を請求することがあります。
- (4) この要領に定めのない事項については、県教育委員会と協議の上、決定するものとします。
- (5) その他、労働者派遣基本契約書、労働者派遣個別契約書及び本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定します。

11 スケジュール（予定）

月 日	内 容
2月24日（金）	公告（企画提案書の提出応募開始）
2月27日（月） ～3月 1日（水）	質問受付
3月 2日（木）	質問への回答公開
3月 8日（水）	企画提案書の提出応募締切 16：00
	審査 書類審査
3月14日（火）	選考委員会
3月15日（水）	選定結果通知
4月 3日（月）	契約先候補者と契約

12 担当

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 教育課程担当

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第二庁舎4階

電 話 048（830）6771

FAX 048（830）4959

E-mail a6760-15@pref.saitama.lg.jp